

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第卷六十五第
月三年八十和昭

論叢

利子論序說の一節……………文學博士 高田保馬

貨幣の形態的變遷と金融意義の發展……………經濟學博士 小島昌太郎

交易營團の成立……………經濟學博士 谷口吉彥

トーマス・マンの『財寶論』……………經濟學士 白杉庄一郎

インテレットセンゲマインシャフトの概念規定について……………經濟學士 靜田均

研究

統計學史上に於けるジュースミルヒの地位……………經濟學士 青盛和雄

說苑

再び新經濟論理の數式的展開に就て……………經濟學博士 柴田敬

元代貨幣思想抄……………經濟學士 穂積文雄

元代貨幣思想抄

——新元史食貨志にあらはれたる貨幣思想——

穂積 文雄

さきに私は本誌第五十一卷・第三號（昭和十五年九月號）において、支那の正史の一なる「元史」の食貨志によりていさゝか元代の貨幣思想をうかゞふところあつたが、元代の正史としては「元史」のほかさらに「新元史」がある。「新元史」は民國の柯劭忞氏の撰するところにかゝり、民國八年大總統令をもつて正史中に編入されたるもので、元史研究上、「元史」と参照して價值ありとせられる。

新元史・食貨志について貨幣思想をうかゞふと、元史・食貨志についてうかゞへる場合にみなかつたものが必しも少くない。それで、こゝにそれを拾つてみる。

新元史・食貨志は記していふ、

元代貨幣思想抄

初、世祖、錢幣をもつて太保・劉秉忠に問ふ、對へて曰く、錢は陽に用ひ、楮は陰に用ふ、今陛下、沙漠より龍興し、中夏に君臨す、よろしく楮幣を用ひ、子孫をして、世々これを守らしむべし、もし、錢を用ひば四海まさに靖まらざらん云々、

これもとより荒唐無稽に似る。あるひは、元が楮幣のみ用ひたる事實より逆にかくのごとき説話をなし、これ故に元は終世楮幣を用ひたりとなすにはあらざるか。しかうして、しからば元の世楮幣を使用せし所以のものは何ぞやといへば、それは元が歐亞にまたがる大帝國なりし故鑄貨の搬運の不便なると、銅の不足によると説かれるところ、よるべきがごとくである。しかし、また、當時にありては、今日よりみて荒唐無稽に思はるゝことも、あるひは何程かの眞實性をもつて受け入れられしことなしとは斷言のかぎりにもあらざるべきか。

新元史・食貨志はまた誌していふ、

第五十六卷

三三七

第三號

一一九

太宗八年……耶律楚材曰く、金、章宗のとき初めて交鈔を行ひ、錢と通用す、有司、出鈔をもつて利となし、收鈔、諱となし、これを老鈔といふ、萬貫をもつて一餅に易ふるに至る、國用日に匱し、まさに殷鑒となすべし、今交鈔を印造す、よろしく萬錠を過ぎざるべし、

これ、けだし、鈔の弊多にあるをいましめるもの、また、貨幣數量説の思想をうかゞふにも足るであらう。

元史・食貨志は、世祖中統元年始めて造れる交鈔が、絲をもつて本となし、銀五十兩ごとに絲鈔一千兩に易へ、諸物の直、並な絲例に従ふ

と記するも、そのよつてきたるところについて説くところあらぬが、新元史・食貨志には、それに及んで、太祖晩年、博州行元帥府事・何實、兵燹の後、百貨通ぜざるに因り、絲數をもつて會子を印置す、一方、これを便とす、

とある。そして、それは、絲を貨幣とみれば一の兌換

制度であり、而して、絲が生活必需品たる點よりみれば、第一次歐洲大戰後の獨逸の混亂せる貨幣制度を救濟せるかのレンテンマルクの構造と根本思想において相通するところがあるとなしうべきかと思はれることは、すでに『元史・食貨志』にあらはれたる貨幣思想』において私の論及せるところである。

新元史・食貨志にはさらに記載して曰ふ、

十九年(至元)、また、左丞・耿仁いふ、鈔をもつて銅錢に易へ、市船司をして錢をもつて海外の貨に易へしめ、すなはち、船戶の通販・抽分を聽さん、

と。これ、政府は紙幣を發行して、もつて民間の銅錢を吸収し、この銅錢をもつて對外支拂に充てんとするもので、その原理においては、かつて滿洲に蟠居せる張政權が、奉天票によりて滿洲特産物を強制的に買上げ、かくて買ひ上げたる滿洲特産物を外國に賣却して代金を取得し、かくて得たる代金をもつてその必要と

する輸入貨物の支拂に供したると異るところなく、また、蔣政權が幣制改革において紙幣本位制をとり、紙幣を發行して銀を國家に收納し、かく收納せる銀を支拂資金として外國より抗日武器その他の購入をなせると、すこぶるその趣を等しくせるものであり、また、我國における「金買上げ」もこれと相通するものなしとせぬ。たゞし、原理、仕組は同一でも、そのこれを用ふるの理由如何によりてその意義に大地雲泥の差異を生ずることあるべきはもとよりいふまでもあるまい。

新元史・食貨志には、また、つぎのごとき記述がみいだされる。

各路に命じて平準行用庫を立て、富民を選びて庫副使となす、後、賈胡阿合馬と交通し、鈔本を買交し、平準の利を私せんと欲し、歲課を増すをもつて詞となすあり、世祖、戸部尙書・馬亨に問ふ、對へて曰く、交鈔萬貨を權るべきは法然からしむるなり、法は至上の柄、一賈胡をしてこれを擅に

せしめば、何をもつて天下に令せん、と、こと始めてやむ、

思ふに、これ、前漢の賈山(前漢書、賈山傳)や、唐の劉秩が錢について論じたる造幣特權の歸屬の主權者にあるべきを楮幣についていへるもの、また特記に値するところなくんばあらずと思惟する。

また曰く、

十七年(至元)、中書省、鈔法を流通せしめんことを議す、凡そ、賞賜はよろしく多く幣帛を給すべく、歲課はよろしく多く鈔を收むべし、

と、これ、いふまでもなく、先の耶律楚材と同じく、鈔の弊多にあることを識認せるに出でるもので、その背後に貨幣數量説の思想を藏し、それ自身は通貨調節の一方策たるものである。

また吏部尙書・劉宣の獻議を載せること次のごとくである。

交鈔の起るところを原ぬるに、漢唐以來、皆な未だ嘗てあらず、宋の紹興の初、軍餉繼がず、こゝにいたりて、もつて、商旅を誘ひて沿邊羅買の計をなし、銅錢に比べて奢撃に易く、民はなほこれを使とす、すこしく滯碍あれば、すなはち現錢を用ひ、なほ古人の子母相權の意を存す、日に増し月に益し、その法やうやく弊る、目前の速效を求め未だ良策をみず、必ず新鈔を創造して舊鈔と相權らんと欲するはたゞこれ名目を改換するのみ、金銀本となつて稱提するなく、軍國の支用復た抑損せざれば、三數年の後、すなはち、元寶交鈔と異なるなからん、銅錢を鑄造するにもまたまさに秦・漢・隋・唐・金・宋の利病を詳究すべし、著はして史策にあり、縷陳を待たず、國朝錢を廢してすでに久し、一旦これを行ふも、功費費せず、遠計たるにあらず、大抵、民を利し、物を權る、その要は妄りに用ひざるより始まる、もし邱壑の用を濟はんと欲せば、たゞに鑄造敷かざるのみにあらず、そもく亦久しからずして自ら弊れん、

そして、これまた、鈔の流通を期せんとならば、兌換券の實をあぐべしとするにあること言を加ふるを要せぬところかと思ふ。

新元史・食貨志にはまた次のごとき記事がある。曰く、

この年（至元二十三年）張瑄・朱清をもつて並に海道運糧萬戶と爲し、鈔印を賜ひ、その自ら交鈔を印するを聽す、その鈔色、官造に比べて黒きを加へ、印朱は紅を加ふ、これより、瑄・清、富、朝廷に埒しく、卒に汰修をもつて誅に服す、

それは、さきに引ける、私鈔禁止の思想に對蹠的な、むしろ例外的な思想にもとづくものであること多言を要せぬところであらう。そして、これを讀むとき、人はまさに史記・平準書における

吳は諸侯なるも山に即きて錢を鑄るをもつて、富、天子に埒し、その後、卒に、もつて叛逆す、とあるを想起し、錢と鈔との差こそあれ、まことに歴史はくりかへすの感なくんばあらざるべきか。